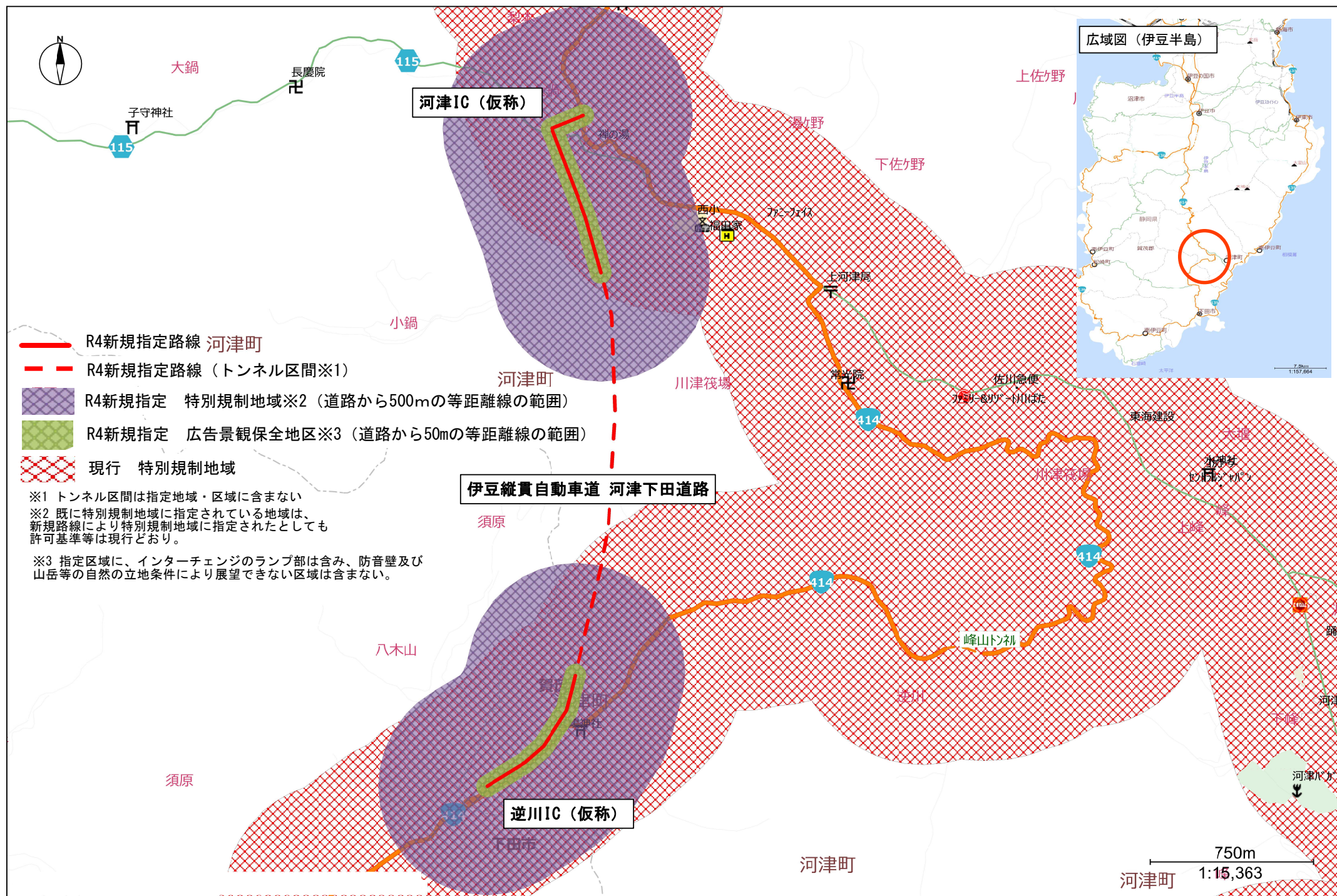


特別規制地域及び広告景観保全地区（伊豆縦貫自動車道関連）の許可基準

別添 1

区 分		特別規制地域	広告景観保全地区
		（第2種）	伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区
自家用広告物等			
適用除外（許可不要）の基準		合計5㎡以内	同左
個別基準	【野立て広告塔】	高さ 15m以下	同左
		1面30㎡以内	
	【野立て広告板】	高さ 5m以下	
		合計30㎡以内	
	【屋上広告物】	建築物の高さの2/3以下かつ10m以下	
	【突出広告物】	・1面20㎡以内 ・出幅1.5m以下	
	【壁面広告物】	1面15㎡以内、又は壁面面積の1/5以内（注）	
	【塀利用広告物】	1面15㎡以内、又は塀の面積の1/5以内（注）	
	【電柱広告】	（突き出し）縦1.2m以下、横0.4m以下 ※個数は、街灯柱を利用する場合は1本につき2個以内とし、 街灯柱以外を利用する場合は1本につき1個に限る。 （巻き付け）合計1㎡以内	
	【はり紙等】	1面15㎡以内、又は壁面面積の1/5以内（注）	
	【アト・バルーン】	縦20m以下、横1.5m以下	
	【広告幕等】	1面15㎡以内、又は壁面面積の1/5以内（注）	
	【のぼり】	1面につき2㎡以内	
野立て案内図板等			
案内図板の定義		事業所等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。	同左
距離等 （設置場所から事業所等までの道のり）		10km以内	同左
設置場所		－	・各インターチェンジ近くに設置することが望ましい。
相互間距離		左右方向に50cm以上、かつ前後方向に5m以上	同左
高さ		5m以下	同左
面積		・3㎡以内（同一の寸法及び形状の場合、裏面表示可） ・5以上の者が協同で表示する場合は1者2㎡以内、合計10㎡以内	同左
板面の長さ		－	・縦の長さ 1.5m以下 ・「縦<横」であること。
板面の角度		－	・道路の中心線に対し、概ね垂直であること。
地図矢印の表示		事業所等に案内、誘導するための地図又は矢印を必ず表示	同左
案内表示の面積		・板面の表示面積の3分の1以上 ・このスペースには、その他の文字、写真又は絵を記載してはならない。	同左
写真、絵（イラスト、商標等）の使用		・表示面積全体の3分の1以下 ・写真やイラストに重ねて、文字、地図、矢印を表示してはならない。	・表示してはならない。 （ただし、商標登録されている商標は可）
表示内容		－	・サービス内容、商品名等を表示してはならない。 （病院又は診療所については、診療科目を表示可能。）
地の色彩		彩度8以下、かつ明度3以上	・色相10YR、かつ明度3以上6以下、彩度1以上6以下
文字、地図、矢印の色彩		－	・色相10YR、かつ明度8以上
板面で使用できる色数		－	・地の色彩：1色以内 （特例：案内表示の部分を明確に区分する場合は、2色以内） ・文字、地図、矢印の色彩：3色以内
脚の色彩		－	・ダークブラウン（10YR2/1）
電飾設備の使用		動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く。）は使用できない。	同左
（参考）電柱広告等		No.1,2,9,11,12,15,17の項番は、電柱広告等にも適用される。この他、高さ・面積等の個別基準あり	同左
建築物等の利用		不可 （建物の屋上や壁面、塀には、案内図板を設置できない。）	同左
一般広告物			
全般		不可	同左

（注）壁面又は塀の1面の面積が300㎡未満の場合の例



○静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定（平成10年静岡県告示第345号）の変更案

静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定（平成10年静岡県告示第345号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
3 条例第3条第6号及び第7号に規定する区域			3 条例第3条第6号及び第7号に規定する区域		
(i) 道路			(i) 道路		
路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)	路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)
(略)			(略)		
伊豆縦貫自動車道天城北道路	(略)	(略)	伊豆縦貫自動車道天城北道路	(略)	(略)
			<u>伊豆縦貫自動車道河津下田道路</u>	<u>河津インターチェンジ（仮称）から逆川インターチェンジ（仮称）までの区間（トンネルの区間を除く。）</u>	<u>左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域</u>
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

○静岡県屋外広告物条例第6条の2第1項の規定に基づく広告景観保全地区の指定（平成29年静岡県告示第758号）の変更案

静岡県屋外広告物条例第6条の2第1項の規定に基づく広告景観保全地区の指定（平成29年静岡県告示第758号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
2 伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区の区域 (1)～(5) (略) なお、上記(1)から(5)までに示す区域のうち、インターチェンジのランプ部は当該広告景観保全地区の区域に含むものとし、沼津市、三島市、裾野市及び伊豆の国市の区域並びに防音壁及び山岳等の自然の立地条件により展望できない区域は当該広告景観保全地区の区域から除外するものとする。	2 伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区の区域 (1)～(5) (略) <u>(6) 伊豆縦貫自動車道(河津下田道路)のうち、河津インターチェンジ（仮称）から逆川インターチェンジ（仮称）までの区間（トンネルの区間を除く。）の道路から50メートルの等距離線の範囲内の地域</u> なお、上記(1)から(6)までに示す区域のうち、インターチェンジのランプ部は当該広告景観保全地区の区域に含むものとし、沼津市、三島市、裾野市及び伊豆の国市の区域並びに防音壁及び山岳等の自然の立地条件により展望できない区域は当該広告景観保全地区の区域から除外するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

○静岡県屋外広告物条例（抄）

（特別規制地域）

第3条 次に掲げる地域又は場所(以下「特別規制地域」という。)においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(略)

(6) 高速自動車国道第一東海自動車道及び東海道新幹線鉄道の全区間並びに高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（建設中のものを含む。）、伊豆縦貫自動車道天城北道路（建設中のものを含む。）、道路（高速自動車国道第一東海自動車道、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線及び伊豆縦貫自動車道天城北道路を除く。）及び鉄道（東海道新幹線鉄道を除く。）の知事が指定する区間

(7) 前号に規定する区間から 1,000 メートル以内の地域のうち知事が指定する区域

(略)

（広告景観保全地区）

第6条の2 知事は、特別規制地域又は普通規制地域のうち、地域又は場所の特性に応じ、特に良好な景観を形成し、又は風致の維持を図ることが必要であると認める区域を、広告景観保全地区(以下「保全地区」という。)として指定することができる。

(略)

（静岡県屋外広告物審議会の権限）

第27条 知事は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

(1) 第3条第4号から第7号まで、第9号及び第10号、第5条第2号から第4号まで、第6条第1項第4号並びに第6条の2第1項の規定による指定並びにその指定の変更及び解除

(2) 第6条第1項第2号及び第4号、同条第2項第1号から第3号まで、第6号及び第9号、同条第3項第1号並びに第10条に規定する基準の設定並びにその基準の変更及び廃止

2 審議会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、広告物に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、広告物に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

4 知事は、第1項及び第2項の諮問を行うときは、県民の意見の聴取その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。